

タバコによる火災を防ぎましょう

平成28年の市管内での火災は、10件でした。主な火災原因は、1位が放火、2・3位(同数)はコンロおよびタバコが原因の火災で、これらは毎年上位を占めています。

タバコの火は小さいですが、周辺状況や管理の仕方により大きな火災に発展する恐れがあります。そのため、喫煙者のマナーに対する認識が重要になります

◆タバコの火災を防ぐためのポイント

①決められた喫煙場所でタバコを吸う②寝タバコをしない③火気厳禁の場所でタバコを吸わない④タバコを吸うときは灰皿のある場所または携帯用灰皿を使用し、ポイ捨てをしない⑤灰皿のタバコを定期的に捨てる(火は消えていないことがあるので、灰皿に水を張っておく習慣をつける)

タバコによる出火は、喫煙者のマナーによって無くすことができます。また、ポイ捨てなどは市内美化にも悪影響です。喫煙者は心がけをし、火災予防に努めましょう。

担当 消防本部予防課
☎046(256)2187 ☎046(256)3225

平成29年度第1回住宅リフォーム補助制度

市では、地域経済の活性化と市民の居住環境の向上を目的とした、住宅リフォーム補助制度の申請を受け付けます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

○対象要件 市内在住で、住民登録のある人が所有し、自ら居住している住宅(共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分)で、次の項目全てに該当するもの

- 市税を滞納していない
- 市内に本店・本社がある業者が行う工事である
- 市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない
- 着工予定の工事(着工済は対象外)である
- 平成30年3月30日(金)までに工事完了書類を提出できる
- 工事費が10万円(税抜き)以上である

○募集件数 55件(多数公開抽選)

○補助金額 5万円(一棟につき1回限り、過去に補助を受けたことがある場合は対象外)

○提出書類

- 市役所4階建築住宅課で配布する補助金交付申請書(市ホームページからダウンロード可)
- 住宅リフォーム見積書の写し(施工業者の名称・所在地・電話番号の記載と押印があるもの)

※一業者の申請枠は5件までです。見積もりを依頼する際は確認してください。

- 撮影日付入りの住宅の現況写真(住宅の全景、工事部分)

○申請方法 5月8日(月)～22日(月)(土曜・日曜日は除く)午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日と正午～午後1時は除く)に上記提出書類を直接担当へ

※第2回目募集時期は未定ですが、9～10月ごろを予定しています(年2回募集予定)。

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

資源物の回収にご協力を

庭木の枝類(剪定枝)の回収

家庭の庭木を剪定した際に出る枝類は、資源物として無料戸別回収をしています。回収には必ず事前に下記の申込専用電話番号へ申し込みが必要です。集積所に出しても回収されないのをご注意ください。なお、排出の際は必ずひもで縛ってください(細かい枝などは袋で排出可)。収集できる枝は太さ直径20センチメートル以内、長さ1メートル以内で、縛った束の直径が30センチメートル以内のもので、また、落ち葉や下草も無料戸別回収を実施しています。土や石、ごみなどが混ざらないようにし、袋に入れて排出してください。

【申込専用電話番号】☎046(252)7560

缶・瓶の回収

缶・瓶は資源物として回収をしています(一部を除く)。排出方法にご注意ください。

◆缶・瓶の日にさせるもの

- 缶 ジュース・ビールなど飲料用の缶、のり・お茶・お菓子などの缶、缶詰など食品の缶
- 瓶 ジュース・ビール・酒・栄養ドリンクなど飲料用の瓶、しょう油・酢・みりん・コーヒー・調味料などの瓶

◆燃えないごみの日に出すもの

- 化粧品や薬品の瓶、哺乳瓶、コップや鍋のふたなどのガラス製品
- スプレー缶や一斗缶、塗料が入っていた缶など(中身を使い切っていること)

◆出す際の注意

- 飲食物やタバコの吸殻など、中身が入っている物は空にして水でゆすいでから出す。
- 缶と瓶は別々の袋に入れる。
- アルミ缶はつぶす。
- 瓶のキャップは外す(アルミのキャップは缶の日に、プラスチックのキャップはプラスチック製容器包装の日に出してください)。

担当 資源対策課 ☎046(252)7985 ☎046(252)7616

軽自動車税を納付する際のご注意

軽自動車税を、ペイジーまたはゆうちょ銀行・郵便局の現金自動預け払い機(ATM)で納付した場合、車検の際に必要な軽自動車税納税証明書(継続検査用)に領収日付印が押印されません。

車検などですぐに軽自動車税納税証明書(継続検査用)が必要な場合は、市役所、各出張所、コンビニエンスストア、取扱金融機関窓口で納付し、必ず軽自動車税納税証明書(継続検査用)に領収日付印の押印がされていることを確認してください。

なお、納期限内にペイジーを利用して納付した方、口座振替を利用して納付した方には、軽自動車税納税証明書(継続検査用)を6月中旬ごろに郵送します。納期限後にペイジーを利用して納付した場合、軽自動車税納税証明書(継続検査用)を郵送しませんので、市役所または各出張所で軽自動車税納税証明書(継続検査用)の交付を受けてください。

担当 市民税課
☎046(252)8004 ☎046(255)3550

福祉に関する標語を募集

○応募資格 市内在住・在勤・在学者
○応募規定 一人1点(自作品で未発表のもの)

○応募方法 作品内に住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号を記入の上、5月29日(月)までに〒252-8566座間市役所福祉長寿課宛てに郵送または直接担当へ持参(応募作品返却不可)

※応募者全員に参加賞を贈呈、優秀作品は市ホームページに掲載し、9月に開催する福祉大会で展示、表彰します。

担当 福祉長寿課
☎046(252)8247 ☎046(252)8238

立正大学デリバリーカレッジ 心理学から考える自分の人生

市では、立正大学の協力を得て、同大学の教授などの講義が受けられる「立正大学デリバリーカレッジ」を開催します。

	テーマ
①	非行・犯罪とその心理
②	自分らしく輝いて生きるには…健康寿命を伸ばし、人生の終わりまで自立していきましょう…
③	日常のエラーを考える～うっかりミスや勘違いは何故起こるのか?～
④	現代を生きる心理学～超高齢時代を見据えた仕事と人生

○とき ①6月8日②15日③22日④29日いずれも木曜日午後1時30分～3時

○ところ ハーモニーホール座間(市民文化会館)2階大会議室

○定員 60人(申込順)

○費用 無料

○申込方法 5月17日(水)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

担当 生涯学習課 ☎046(252)8472 ☎046(252)4311